

第4次

# 大空町行政改革大綱

(令和4年度～令和8年度)



令和4年3月策定

# も く じ

## 1 行政改革の背景と必要性

(1) これまでの経緯	1
(2) 社会情勢の変化	3
(3) 行政改革の必要性	4

## 2 行政改革の基本的な考え方と目的

(1) 基本的な考え方と目的	5
----------------	---

## 3 行政改革の主な取組み（4つの柱）

(1) 多様な主体との協働	6
(2) 事務事業改善による行政サービスの質の向上	6
(3) 行政経営基盤の強化と機能的な組織編制	6
(4) 財政運営の適正管理（マネジメント）の推進	6
(5) 行政改革大綱の体系図	7

## 4 行政改革の推進体制

(1) 行政改革大綱の推進期間	8
(2) 行政改革推進計画	8
(3) 行政改革の推進体制	8
(4) 行政改革のイメージ図	9

# 1 行政改革の背景と必要性

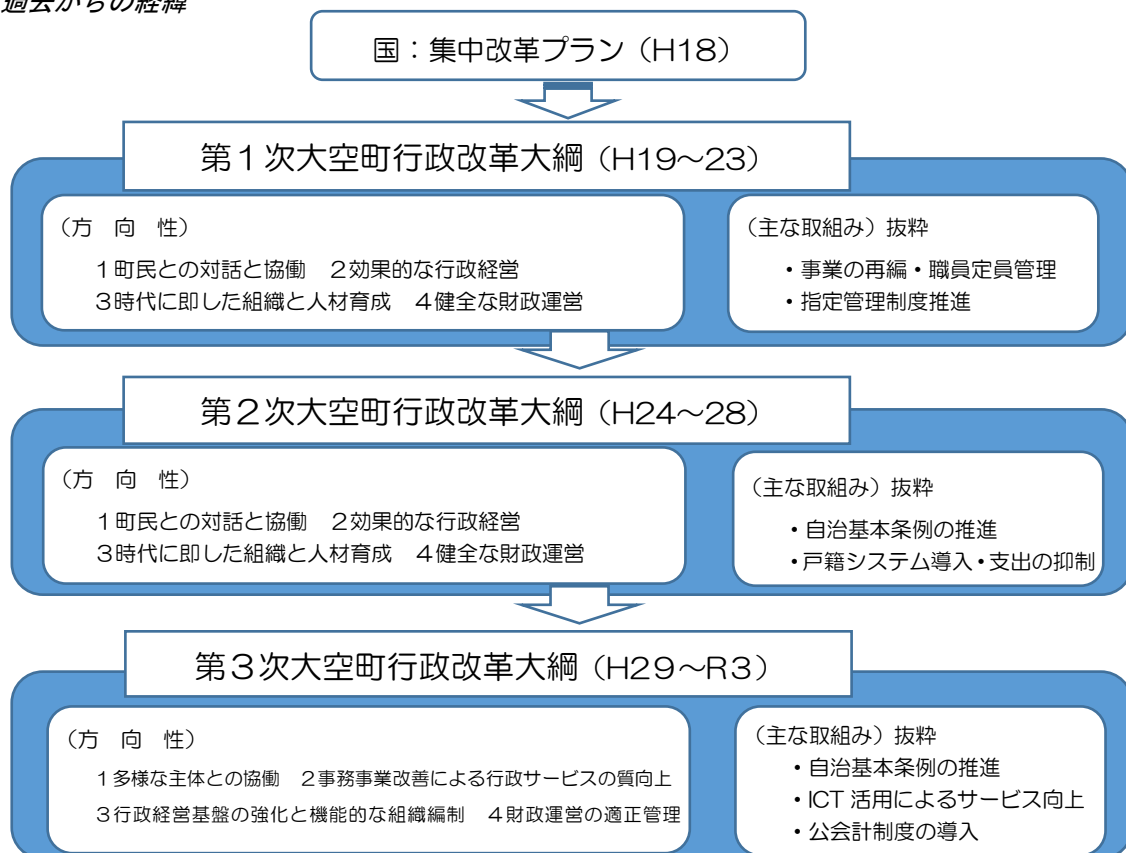
## (1) これまでの経緯

地方自治法第2条第14項には、地方公共団体の責務について、「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とされ、第15項に「常にその組織及び運営の合理化に努める」ことが定められています。

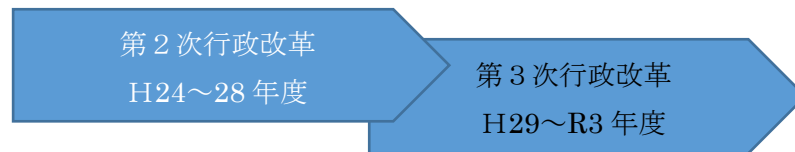
大空町では、平成19年3月に策定した『大空町行政改革大綱』に始まり、これまで事務事業の見直しや職員数の適正化、指定管理者制度の推進などに取り組みながら、行政改革及び財政の健全化に努めてきました。

その後、内容を見直しながら『大空町行政改革大綱』を継続し、景気が低迷する社会情勢の中で、財政の健全化のための起債発行の抑制、高度情報化社会の進展への対応、多様化する町民ニーズに対応する仕組みづくりを行ってきました。

### 過去からの経緯



行政改革の主な成果



【職員の推移】

(単位：千人)

年 度	H23年度	H28年度	R2年度	R2-H23
職員数	144人	136人	144人	±0人

人事行政の運営等の状況より（地方公共団体定員管理調査に基づく一般職に属する職員数、各年度4月1日現在）

【財政状況】

(単位：千円)

年 度	H23年度	H28年度	R2年度	R2-H23
起債残高	12,289,754	11,350,569	15,712,725	3,422,971
基金残高	3,691,711	5,489,140	5,152,426	1,460,715
実質公債比率	16.2%	10.6%	10.5%	△5.7%

決算統計より（金額は一般会計分）

【指定管理施設】

年 度	H23年度	H28年度	R2年度	R2-H23
施設数	14	18	19	5

指定管理施設：農業構造改善センター・農村環境改善センター・メルヘン公園・乳酪館・地域振興会館・両  
図書館・研修会館・ゲートボールセンター・両B&G海洋センター・診療所・障がい者福祉  
施設・東藻琴老人福祉センター・芝桜公園・農業研修生施設・地域振興施設・広域穀類乾燥  
調製貯蔵施設・地域福祉センター

## (2) 社会情勢の変化

国内外では、環境問題に対する意識が高まり、カーボンニュートラルに寄与する目標設定がなされています。

国内の人口は、平成20年をピークに減少傾向にあり、少子高齢化が進展しています。生産年齢人口の減少による労働力の低下、産業構造や消費市場の変化など、さまざまな社会的、経済的な影響が懸念されています。

大空町においても、人口減少は喫緊の課題であり、各産業における後継者不足や地域活動を支える担い手不足、医療や介護への不安など、持続可能な地域社会を維持するために早急な対策が必要になっています。

令和2年以降、新型コロナウイルス感染症が拡大し、日常生活に大きな影響が及んでいます。新たな生活スタイルを見据え、ICTを活用した非接触の接客対応など、これからの時代に即応した行政サービスが求められます。

また、町内全域で光ブロードバンドサービスの提供が開始されたことに伴い、各産業における情報通信技術を活用したサービスの基盤が整いました。

行政において、デジタル化の推進により、遠隔で行われるサービス導入の検討など、効率的なサービス実現に有効な手段を選択しなければなりません。

これらを踏まえ、多様化するニーズの対応と町民を主体とした自治の実現のため、これまで築いた仕組みを時代に合わせながら確実に実践していくことが必要になります。

### ◎ 国内外の情勢を踏まえた検討課題

- 新たな生活スタイルを見据えた施策の（創造）（立案）と展開
- 町民の視点に立った窓口事務改善
- 各種申請書等の押印省略の推進とオンライン手続きの検討
- カーボンニュートラルに寄与する取組の推進
- 町営住宅を含む公共施設の有効活用と量的見直し
- 民間企業・高等教育機関等との包括連携（民間活力等の導入）
- 企業版ふるさと納税・公共クラウドファンディングの活用

### (3) 行政改革の必要性

国は、人口減少や少子高齢化の進行など、社会情勢の変化に適切に対応するために、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」を助言として地方公共団体に通知し、行政サービスのアウトソーシング※の推進や財政マネジメント※の強化など、積極的な業務改革の推進に努めるよう求めています。

大空町は、行政運営の指針である『第2次大空町総合計画』に位置付けた「ふれあい つながる 協働のまちづくり」の理念に沿って、これまでの行政改革大綱を基本とした取り組みが求められます。

こうした理念に基づき、新たな施策を推進していくためには、各計画の進捗状況の管理や、定期的な見直しを図ることが必要で、とりわけ、町民を主体とした行政運営を行うためには、住民ニーズの把握と、質の高い行政サービスを効果的に提供することが重要となってきます。

さらには、依存財源が減少し、自主財源の確保が難しい状況にあっては、一層の財政健全化のための経費節減はもとより、財政運営の経営能力を高める必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症への対応を背景として、新たな生活スタイルの浸透・定着により、行政サービス・事務のデジタル化が進むことが想定されます。

こうしたことから行政改革を継続することは重要な取り組みであり、現行の大綱を見直して「第4次大空町行政改革大綱」を策定するものです。

※**アウトソーシング**：行政や企業の業務を外部の専門業者などに委託すること。

※**マネジメント**：主にビジネス上における様々な資源や資産・リスクなどを管理し、経営上の効果を最適化しようとする手法のこと。

## 2 行政改革の基本的な考え方と目的

### (1) 基本的な考え方と目的

これまで、第3次大空町行政改革大綱に基づいて、行政の経営能力を高め、質の高い行政サービスや支援を行うことにより、町民の満足度を高めることを目的としてさまざまな施策を推進してきました。

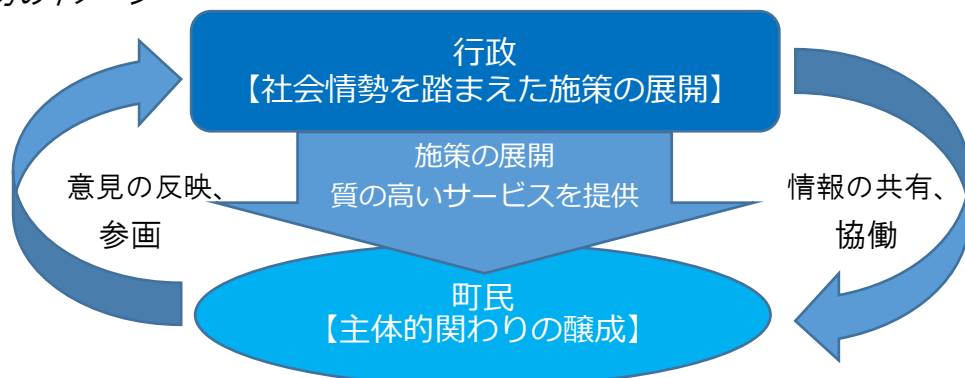
今後は、社会情勢の変化を踏まえ、持続可能な行財政基盤を構築し、町民ニーズに応えるべく施策に反映させていくことが重要となります。

私たちのまちに、たくさんの幸せが育まれるように掲げた「大空に 人・花・心 育むまち」の普遍的理念を実現させるためには、「大空町自治基本条例」の運営事項や「第2次大空町総合計画」の運営方針を着実に推進していくことが必要で、心豊かな地域社会の構築に結びつけなければなりません。

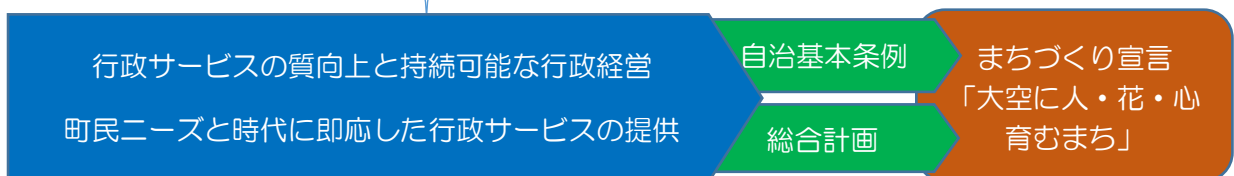
第4次大空町行政改革大綱の基本的な考えは、町民に対する行政サービスの「質の改革」を続け、新しい生活スタイルを確立するための課題に対応しながら町民の主体的関わりを醸成していくことに主眼をおき、持続可能な行政経営を行うこととします。

この考え方のもとで、デジタル技術や民間活力の導入を推進し、町民ニーズと時代に即応した行政サービスの提供に結び付けることを行政改革の目的とするものです。

#### 考え方のイメージ



#### 行政改革の目的



### 3 行政改革の主な取組み（4つの柱）

#### （1）多様な主体との協働

町民の意思を行政運営に反映させるため、的確な情報発信・共有を図りながら、町民が積極的に行政参画できる仕組みを確保します。

町民による主体的な活動を支援し、地域コミュニティが一層強化するよう努め、多様な主体が持つ新たな発想と幅広い見地を行政課題の解決に結び付ける取組みを推進します。

#### （2）事務事業改善による行政サービスの質の向上

社会情勢の変化を契機とした新しい生活スタイルを見据え、町民の意向を捉えたサービスを目指します。デジタル化を推進するとともに、民間による参入が適している事務事業がないか鋭意検討のうえ、業務の委託化により質の高いサービスの提供に努めます。

#### （3）行政経営基盤の強化と機能的な組織編制

税収の確保と町有財産の利活用を図り、財政運営の効率化を推進します。行政事務の基盤となる総合行政システム等を有効に活用し、サービスの向上に努めます。

的確かつ機能的な行政組織編制を図るとともに、職員提案制度の導入による事業改善をもって町民ニーズを捉えたサービス提供に努めます。

#### （4）財政運営の適正管理（マネジメント）の推進

公共施設の利用状況を把握し、総量的見直しを行うとともに、公共施設等総合管理計画に基づく適正な施設管理に努めます。

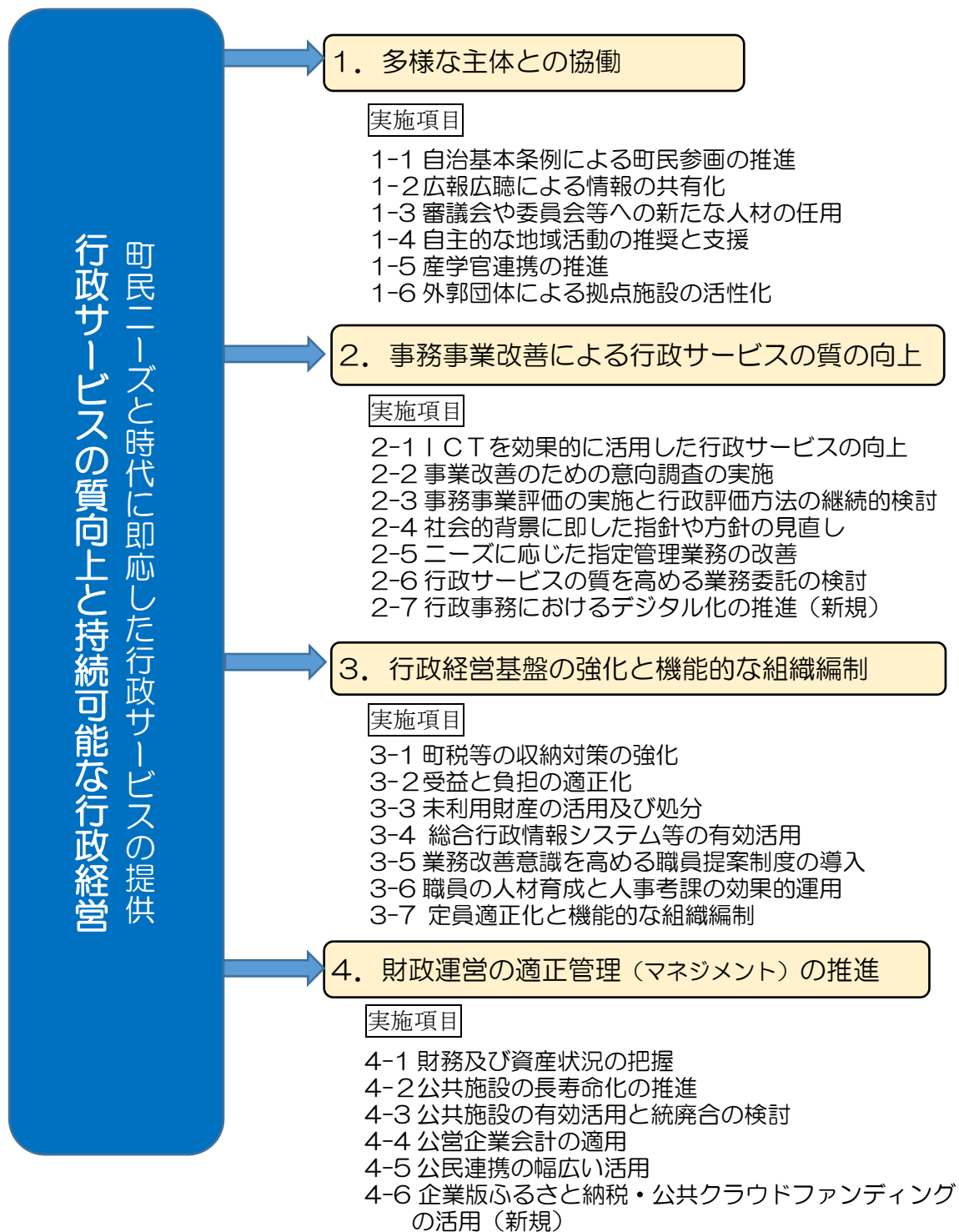
民間活力の導入や、企業版ふるさと納税・公共クラウドファンディングを活用した取組みを進めることにより、公的負担の抑制を推進します。



(5) 行政改革大綱の体系図

【 目 的 】

【 主な取組み（4つの柱） 】



## 4 行政改革の推進体制

### (1) 行政改革大綱の推進期間

第4次大空町行政改革大綱の推進期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、第2次大空町総合計画との整合性を図りながら計画的に取り組んでいくこととします。

なお、社会情勢の変化に伴い、本大綱に大きな修正の必要が生じる場合は見直しを行うことにします。

### (2) 行政改革推進計画

本大綱を着実に実施していくために、具体的な実施項目を定めた「大空町行政改革推進計画」を策定し、大綱の目的を達成するために、柔軟かつ積極的に取り組むことにします。

### (3) 行政改革の推進体制

全庁的に行政改革に取り組む必要性があることから、副町長や教育長、各課長職で組織する「大空町行政改革推進委員会幹事会」において進行管理を行います。

また、行政改革推進計画の進行状況を「大空町行政改革推進委員会」に報告し、多様な観点から意見を求めるとともに、ホームページを通じて町民へわかりやすく公表することにします。

(4) 行政改革のイメージ図

